

洗足学園音楽大学学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）

改正 令和3年3月4日

（目的）

第1条 この規程は、学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）その他必要な事項について定める。

（評価の方法）

第2条 本学の学修成果に対する評価の方法を次のとおり定める。

	入学時（入学直後） アドミッション・ポリシーに基づく検証	在学中 カリキュラム・ポリシーに基づく検証	卒業時（卒業後） ディプロマ・ポリシーに基づく検証
機関 レベル	入学試験 受験者数 入学率 収容定員比率 入学時調査	休学率 退学率 満足度調査 学修行動調査	卒業率・学位取得率 退学率 就職率 進学率 卒業時満足度調査 免許・資格取得状況 卒業生調査
教育 課程 レベル	入学試験 調査書等の記載内容 面接、志望理由	G P A 単位修得状況 演奏会等出演オーディション 学修ポートフォリオ 面談	卒業論文・卒業研究 G P A 単位修得状況 卒業演奏会出演
科目 レベル		成績評価 成績分布 授業に関するアンケート	

（事務の所管）

第3条 この規程に関する事務は、教学センターが所管する。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は、教授会の審議に基づき、学長が決定する。

附則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。